

御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

御堂筋将来ビジョン実現に向けた基本方針等検討業務委託
契約期間 契約日から令和 9 年3月31日

2 選定した委託予定事業者

建設技術研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体

3 公募期間

令和7年2月7日(金)～令和7年2月 18 日(火)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略)

委員氏名	役職等
嘉名 光市	大阪公立大学教授
吉田 長裕	大阪公立大学准教授
藤原 直樹	追手門学院大学教授

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和6年12月 25 日(水)

2回目:令和7年3月 21 日(金)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」の登録を受け、令和 5・6・7 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)
	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の業務実績の内容	平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして業務実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1、2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間再編(再構築)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など) 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務(基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど)
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市及び地方計画」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」)の資格を有し、登録を受けている者。
		専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間再編(再構築)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など) 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務(基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど)
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「都市計画及び地方計画」又は「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「都市計画及び地方計画部門」又は「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「都市計画及び地方計画部門」又は「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路空間再編(再構築)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など) 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務(基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど)
	担当技術者1	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 1. 道路空間再編(再構築)に関する検討業務(「居心地が良く歩きたくなる」高質空間創出など)
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。
	担当技術者2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務2」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする) 【規定業務】 2. 道路を含む都市空間の将来ビジョン策定に関する業務(基本計画、構想、マスタープランなどを含む中長期的計画のとりまとめなど)
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。
業務実施体制	その他留意事項			担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを想定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。
	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑪の各項目毎に、次のように点数を計算して

100 点満点(小数点第 2 位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5／5点 B の場合は、配点×3／5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4／5点 B' の場合は、配点×2／5点

特定テーマ1	内容	御堂筋の側道歩行者空間化や利活用社会実験(御堂筋チャレンジ)など、これまでに実施してきた取組を踏まえたうえで、御堂筋 100 周年に向けて、新技術や新たなモビリティの導入など、みちの未来を見据えて、御堂筋将来ビジョン実現に向けた具体的な方針を検討する必要がある。 そこで、御堂筋将来ビジョン実現に向けた方針のとりまとめにあたり、現在の御堂筋将来ビジョンから発展させていくべき内容や具体的な課題を列挙し、その検討プロセスについて述べてください。
特定テーマ2	内容	御堂筋 100 周年を見据えて、御堂筋 90 周年事業の企画検討にあたり、具体的な留意点を列挙し、その実施プロセスや実施体制について述べてください。

<評価シート及び評価例>

評価項目			評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考
				項目別	複数時 配分	項目別 配分			項目別 配分	複数時 配分	項目別	
配置 予定技術者の経験及び能力	管理技 術者	過去 10 年間の規定業務の実績	25	10	5	A	5× 5/5	5.0	8.0	22.0	①	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	B	5× 3/5	3.0			②	
	照査技 術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	5	A	5× 5/5	5.0	5.0		③	
	担当技 術者1	専任性(他業務との兼任状況)		5	5	A'	5× 4/5	4.0	4.0		④	
	担当技 術者 2	専任性(他業務との兼任状況)		5	5	A	5× 5/5	5.0	5.0		⑤	
実施方針・実施フロー・工 程表・その他	業務の 理 解 度	目的、条件、内容の理解	25	5	5	A	5× 5/5	5.0	5.0	19.0	⑥	
	業務実 施手順 (フロ ー・工 程表)	実施手順の妥当性		15	10	B	10× 3/5	6.0	11.0		⑦	
		業務量把握、人員配置の妥当 性			5	A	5× 5/5	5.0			⑧	

		その他	重要事項の指摘		5	5	B	5× 3/5	3.0	3.0		⑨	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的 確 性	課題の理解度	50	30	5	A	5× 5/5	5.0	23.0	38.0	⑩	
			キーワードの網羅			5	B'	5× 2/5	2.0			⑪	
		実 現 性	説得力、提案内容の裏付けがあるか			10	A	10× 5/5	10.0			⑫	
		独 創 性	高度で独創的な提案があるか			10	B	10× 3/5	6.0			⑬	
	特定テーマ2	的 確 性	課題の理解度		20	5	5	A	5× 5/5	5.0		15.0	⑭
			キーワードの網羅				5	B'	5× 2/5	2.0			⑮
		実 現 性	説得力、提案内容の裏付けがあるか				5	A	5× 5/5	5.0			⑯
		独 創 性	高度で独創的な提案があるか				5	B	5× 3/5	3.0			⑰
合計(100 点満点)				100.0			79.0						

(ii)技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	—	③
	担当技術者1	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	④
	担当技術者2	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	⑤

(iii)提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、 内容の理解	目的、条件、 内容の理解 が特に優れ ている。	—	目的、条件、 内容の理解 が十分であ る。	—	目的、条件、 内容の理解 が十分とは 言えない。	⑥
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の 妥当性	業務の実施 手順が妥当 であり、特に 実効性がある。	業務の実施 手順が妥当 であり、実効 性がある。	業務の実施 手順が概ね 妥当である。	—	業務の実施 手順が十分 とは言えない。	⑦
		業務量の 把握、 人員配置の 妥当性	業務量の把握が優れており、業務項目ごとに必要な体制となっている。	—	業務量の把握ができており、人員が概ね充足している。	—	業務量の把握、人員が、十分とは言えない。	⑧
	その他	重要事項の 指摘	要請時点で 示し落とした 重要事項の 指摘があり、 対応策が提 案されている。	—	要請時点で 示し落とした 重要事項の 指摘がある。	—	要請時点で 示し落とした 重要事項の 指摘がない。	⑨
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の把握が 十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	課題が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑩
		キーワードの 網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑪

	実現性	説得力があるか	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、課題解決の提案がある。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	—	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑫
	独創性	独創的な工夫があるか	課題解決に寄与する工夫された提案が 3 つ以上ある。	課題解決に寄与する工夫された提案が 2 つ以上ある。	課題解決に寄与する工夫された提案がある。	—	汎用的な検討であり、工夫が見られない。	⑬
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	留意点とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	留意点が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、留意点の把握として十分とは言えない。	⑭
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80 % 以上 100% 未満、記載されている。	必要なキーワードが 60 % 以上 80% 未満、記載されている。	必要なキーワードが 40 % 以上 60% 未満、記載されている。	必要なキーワードが 40% 未満であり十分とは言えない。	⑮
	実現性	説得力があるか	実施プロセス、実施体制とスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、留意点に対する対応方法の提案がある。	実施プロセス、実施体制とスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	概ね実施プロセス、実施体制とスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	—	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑯
	独創性	独創的な工夫があるか	留意点についての対応方法として工夫された提案が 3 つ以上ある。	留意点についての対応方法として工夫された提案が 2 つ以上ある。	留意点についての対応方法として工夫された提案がある。	—	汎用的な検討であり、工夫が見られない。	⑰

(4)審査を行った事業者(五十音順)

建設技術研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体

中央復建コンサルタンツ株式会社

日建設計・総合調査設計共同企業体

(5)審査の結果(合計点の高い順)

評価の着眼点			Ⅰ 社		Ⅱ 社		Ⅲ 社	
			評価	点数	評価	点数	評価	点数
管理 技術者	過去10年間の規定業務の実績		A	5	A	5	A	5
	他業務との兼任状況		A	5	A	5	A	5
照査 技術者	過去10年間の規定業務の実績		A	5	A	5	A	5
担当 技術者1	他業務との兼任状況		A	5	A	5	A	5
担当 技術者2	他業務との兼任状況		A	5	A	5	A	5
業務の理解度	目的、条件、内容の理解		A	5	A	5	A	5
業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性		A	10	A	10	A	10
	業務量の把握、人員配置の妥当性		A	5	B	3	A	5
その他	重要事項の指摘		A	5	A	5	A	5
特定テーマ1 に対する技術提案	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	B	3
		キーワードの網羅	B	3	A'	4	A	5
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10	A'	8	A'	8
	独創性	高度で独創的な提案があるか	A'	8	A'	8	B	6
特定テーマ2 に対する技術提案	的確性	課題の理解度	A	5	A	5	A	5
		キーワードの網羅	A'	4	A'	4	A	5
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	5	A	5	A	5
	実現性	高度で独創的な提案があるか	A	5	A	5	A	5
合計(100 点満点)			95		92		92	